
2024年度
特別区 I 類 教養論文
講評&解答例

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001112 237704

KL23770

第1問

問題

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会のために、自治体におけるデジタル・トランスフォーメーション(DX)が推進されています。

こうした中で、特別区においては、専門人材の体制整備やデジタルを活用した区民サービスの更なる向上などの課題が存在しています。

このような状況を踏まえ、地方行政のデジタル化について、特別区の職員としてどのように取り組むべきか、あなたの考えを論じなさい。

論点

- 1 自治体においてDXが推進されている背景・現状
- 2 DX推進における課題
 - ・デジタルを活用した区民サービスのさらなる向上
 - ・専門人材の体制整備
- 3 2に対する特別区職員の取組

解答例

近年、わが国ではデジタル技術の効率的活用がますます求められている。とりわけ、新型コロナウイルス感染拡大に伴う非対面・非接触サービスの需要拡大は、その流れに拍車をかけた。デジタルの可能性を最大限に引き出すことは、国民生活の利便性向上や幸福な生活の実現に資する。そのことから現在、デジタルの活用によって誰一人取り残されずに多様な幸せが実現できる社会が目指され、特別区でもDXが推進されている。

これまでも特別区はDX推進のために様々な取組を行ってきた。しかし、さらなる推進にあたり、以下、2点の課題がある。

第1に、デジタル媒体を通じ、区民一人ひとりの興味や関心に応じて最適化された区政情報の発信を図ることである。従来から、区政情報は広報紙やHPで公開されている。しかし、これら媒体においては自ら調べなくては必要な情報が得られない。区民生活の利便性向上のためにも、デジタルを活用して一人ひとりのニーズにあった情報が自動的に届くようにすることが肝要である。

第2に、デジタル専門人材の育成・確保である。自治体DX推進のためには専門的知見やスキルを有する人材が必要であるものの、現在、不足状況にある。この状況下、部門ごとの役割に見合っ

たデジタル人材が職員として適切に配置されるように人材育成に取り組むとともに、十分な知見やスキルを持つ職員の配置が困難な場合には外部人材の活用を検討することが求められる。

では、以上の課題に対して特別区の職員としてどのような取組を行うべきか。

第1に、民間事業者とも連携し、SNSやアプリケーションを活用して利用者一人ひとりが希望する情報を個別送付するシステムの導入を図る。具体的には、ユーザー登録時に興味や関心がある分野を登録すればパーソナライズされた情報が届き、プッシュ通知によってそれに気づけるような仕組みとする。これにより、区民はわざわざ広報紙やHPにアクセスしなくとも必要な情報を折よく得ることができる。このような利便性から取り残される区民をなくすため、上記SNSやアプリケーションの周知を広報紙やHP、X等で定期的に行う。また、デジタル機器の操作方法に不慣れた区民を対象に、区施設等を活用して講習会を実施し、上記の使い方も教授する。これらの取組を通じて上記の登録者が増えれば、区民が自らのニーズに合った即時性の高い区政情報を得られるとともに区政への関心が高まることも期待できる。

第2に、職員の能力開発に努めるとともに外部人材の活用を図る。具体的には、部門ごとに重視される能力を明確化し、区の主催のもとで研修を実施し、職員として受講する。この研修は、プログラミング等をはじめ、DX関連スキルを実践的に使いこなせるよう、ワークショップ形式で行う。また、デジタル技術は日々進化し、部門が変われば求められる知見やスキルも異なることから、職員として定期的に参加する。このような研修を実施するためにも、官民の連携を強化し、専門的知見やスキルを有する外部人材を活用し、確保する必要がある。これらにより、デジタル技術に精通する専門人材を増やすとともに、区民サービスのさらなる利便性や質の向上を図ることも期待できる。

今後、より質の高い区民サービスを提供するにあたってデジタルの活用は必要不可欠である。以上の取組を通じ、私も特別区の職員としてデジタル化の推進に尽力していきたい。

(約 1390 字)

以上

講 評

難易度：A [易]

行政運営に関する分野からの出題である。近年、この分野において行政のデジタル化は最重要テーマに位置づけられることから、本テーマ自体への答案を用意していた受験生は多いと推察される。

本問は課題文で論点の方向性が提示されているため、それに沿って具体的内容を構想していけばよい。課題文2文目「デジタルを活用した区民サービスの更なる向上」については、同1文目「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会のため」を受けていると捉えられ、それと結びつく内容を取り上げられると出題意図に

より見合った論述になるものと判断できる。

なお、2023年度・特別区本試験第1問（若年層に伝わりやすい行政情報の発信）の論述内容を応用させて本問を論じるのも可能だといえる。

第2問

問題

我が国では、いじめ防止対策推進法の施行以降、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校での積極的な認知などによるいじめの早期発見・早期対応が進められてきましたが、不登校などの「重大事態」は増加し、深刻ないじめはあとを絶たない状況です。

いじめといじめによる不登校の解消のために、関係機関と連携し、児童・生徒の声にもしっかりと耳を傾けながら必要な支援を行うことが重要です。

このような状況を踏まえ、いじめといじめによる不登校対策について、特別区職員としてどのように取り組むべきか、あなたの考えを論じなさい。

論点

- 1 いじめ・いじめによる不登校の現状
- 2 いじめ・不登校の生じる要因と対策の必要性
- 3 いじめ・不登校問題を解決するうえで、存在する課題
- 4 3を解決するために、特別区職員としてなしうる、関係機関や児童・生徒に対してなし得る対策

解答例

現在、いじめの認知件数は増加傾向にあり、不登校児童も増加傾向にある。

現在のいじめの特徴には何があるのか。その要因の一つには、SNSの普及によるいじめ態様の見えにくさが挙げられる。暴力や悪口という外観の存在するいじめと異なり、SNSの場合は児童・生徒間でのみ行われることが多く、学校や保護者たちが気づきにくい。これにより、大人たちによる制御がききにくいいため、いじめの態様がエスカレートすることも多い。一方、いじめは自殺や長期的な精神的被害など、本人や被害者家族への心身へのダメージが大きいだけでなく、これによる不登校は被害児童・生徒の学びの場を失うことになるため、喫緊の対策が必要となる。

一方、これらの問題への対策にはいくつかの課題がある。まず、子どもたち自身については、自分自身のやっている行為がいじめにあたるという加害意識の乏しさ、また、被害者側も自分自身がいじめられているという自覚が得にくい場合がある。また、いじめ被害を受けた際に、教師に相談をしにくい場合、他の相談窓口の存在が重要となるが、その所在がわかりにくい問題もある。一方、学校の対応力にも限度がある。従来、いじめ問題に対しては、学校による教育的指導がなされてきたが、悪質な事案に対しては効果が乏しく、より強力な措置をとる必要がある。また、いじめに伴う不登校に対しては学びの場の確保が欠かせない。現在もフリースクールや不登校支援施設ができ

ているものの、まだ数が少なく、民間施設の場合は金銭的負担も課題となる。

以上を踏まえて、特別区職員としてなし得る取組は何か。

まず、児童・生徒に対しては、いじめをいじめと自覚するためのチェックシートの作成・配布を行うことが重要となる。これらにより、いじめ行為の自発的なとりやめや、被害者側が声をあげやすい状態を作る必要がある。また、相談窓口の存在を学校を通じて定期的に周知し、その都度教員を通じて伝えてもらうようにする。このように、学校だけでなく、特別区職員としても子どもたちを見守っているという姿勢を児童・生徒に見せ、子どもたちが安心して相談できる環境の整備が欠かせない。

しかし、重大・悪質ないじめ事案について、児童・生徒間で解決を期待することは不可能である。いじめは傷害・恐喝など、重大な犯罪に該当するケースも多く、この場合は警察や児童相談所の協力が欠かせない。現在、警察署にスクールサポーターが配置されつつあるが、このような人を増加させ、学校への訪問やいじめ対策への指導・助言を行うとともに必要に応じて警察に犯罪情報として提供することも必要となる。特別区職員としても、必要に応じて児童・生徒本人に対する転校などの措置をとることで、加害者側を被害者側から切り離す対応が必要だろう。

また、いじめによる不登校対策としては、本人に対する精神的ケアと学びの場の確保が重要である。心理的ケアの対応をとれるスクールカウンセラーの設置拡充を行うほか、学びの場の確保としては、フリースクールの設置拡充を図る。現在、区内各所に存在する空き校舎を活用して、一人一人の状況に応じた学習支援を行うほか、いじめを原因とした不登校について、フリースクールを活用する場合に学習費用の一部を負担するなどの対応が必要となる。

いじめは起きるものという前提のもと、早期発見と重大化させないための取組が重要である。これらの取組を通じて、いじめの解消と被害児童・生徒の支援を図っていくことが欠かせないと思える。

(約 1440 字)

以上

講 評

難易度：B [標準]

頻出の論点とは言い難い。しかし、ニュースでも頻繁に取り上げられており、不登校の増加傾向は時事対策としても重要であることから、テーマに関する背景知識に不足があった受験生はほぼいないだろう。

いじめ問題は特別区では2013年に出題されており（当時のテーマはいじめ、体罰）、当時と現在でいじめ対策の基本的な方向性は変わっていない。長い問題文の中で、「関係機関と連携」の語から、学校、重大な場合には警察との連携を、一方、「児童・生徒の声にもしっかりと耳を傾けながら」の語

から、いじめ・不登校に関する児童・生徒の声をこまめに拾い上げる必要性を記述することが求められる、と判断できる。これらから2～3個の対策を導くことができれば、本問テーマに適った論述となるだろう。SNSを活用したいじめが現在の態様の典型なので、それを踏まえると対策が書きやすいのではないかと評価を左右するポイントは、関係機関の具体化だろう。警察、スクールカウンセラー、フリースクールなどの民間機関を解答例では掲げている。

なし得る対策が多岐にわたるため、全てを網羅しようとする論理的にも字数的にも破綻する。自分が書きやすい論点に絞り込むことが、安定した合格答案の作成において欠かせない。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

KL23770